

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 養子の数の制限

Q : 相続税の計算上、基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数については、養子がいる場合の制限があると聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 法定相続人の数に含める養子の数は、実子がある場合には1人、実子がない場合には2人に制限されます。

【解説】

「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」が相続税の非課税限度枠となります。相続税対策上は、法定相続人を多くした方が有利となり、養子縁組が節税のためだけに行われるようにもなってきたため、このような行きすぎた節税策に対抗するために、養子の数の制限が設けられました。

被相続人に養子がいる場合の法定相続人に含まれる養子の数については、次のような制限が設けられています。

- (1) 被相続人に実子がいるとき
…養子のうち1人まで
- (2) 被相続人に実子がいないとき
…養子のうち2人まで

この養子の制限の取扱いは、遺産に係る基礎控除額の計算のほか、相続税の総額の計算、死亡保険金の非課税限度額の計算、死亡退職金等の非課税限度額の計算にも影響することになります。

なお、民法の規定によって特別養子となった者や、配偶者の実子で被相続人の養子（連れ子養子）となった者など一定の者は、上記の制限規定の適用上は、実子とみなされます。

